

小山工業高等専門学校専攻科運営規則

制 定 平成11年4月1日

最終改正 平成27年12月9日

(趣旨)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校運営組織規則第6条第2項の規定に基づき、専攻科の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専攻科長)

第2条 専攻科に、専攻科長を置く。

2 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関する事項を掌理する。

3 専攻科長は、専攻科を担当する教授の中から、校長が選任する。

4 専攻科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、専攻科長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副専攻科長)

第3条 専攻科に、専攻科長を補佐するため、副専攻科長を置く。

2 副専攻科長は、専攻科を担当する教授又は准教授の中から、校長が選任する。

3 副専攻科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副専攻科長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(コース主任)

第4条 専攻科にコース主任を置く。

2 コース主任は、専攻科長の職務を助け、専攻の運営に関することを総括する。

3 コース主任は、専攻を担当する教員の中から、専攻科長の推薦に基づき、校長が指名する。

4 コース主任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、コース主任に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、専攻科の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 電子システム工学専攻、物質工学専攻及び建築学専攻は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻科に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。